

告 示

埼玉県選管告示第十三号

平成二十九年十月二十二日執行の春日部市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決した。

平成三十年三月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

裁 決 書

埼玉県春日部市牛島908番地1

審査申立人 寺 門 孝 彦

東京都豊島区南池袋2丁目49番7号

池袋パークビル1階EVE法務行政書士事務所

同代理人 特定行政書士 戸 川 大 冊

上記審査申立人から平成30年1月16日付けで提起された平成29年10月22日執行の春日部市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての趣旨及び理由

1 審査の申立ての趣旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、平成29年10月22日執行の春日部市長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関し、同年11月2日付けで春日部市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、市委員会は、同年12月26日付けでこの異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）をしたので、これを不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し本件選挙における当選人石川良三（以下「石川候補」という。）の当選を無効とする裁決を求めるというものである。

2 審査の申立ての理由

審査の申立ての理由を審査申立書、市委員会の弁明書に対する反論書、口頭意見陳述及び当委員会の申立人に対する質問の結果に従って要約すれば、次のとおりである。

(1) 市委員会が異議の申出の審理に当たり平成29年12月16日に実施した全投票の開披調査（以下「開披調査」という。）は次の理由から不当である。

ア 開披調査は原決定を行う市委員会委員を選出する立場である春日部市議会議員（以下「市議会議員」という。）6名並びに市議会議員に強大な影響力を有する埼玉県議会議員及び国会議員秘書らで構成される石川候補陣営立会人による立会いのもとで実施された。かかる状況下では、市議会議員等の立会いが開披調査を実施する市委員会委員及び市委員会事務局職員への無言の圧力となることは否定

できず、公正な調査は期待できない。

イ 開披調査に当たり、岩谷一弘候補者（以下「岩谷候補」という。）の立会人として、異議申出人代表者である申立人を選任したところ、市委員会から立会いは辞退してほしい旨の申入れがあったため、申立人は開披調査に立ち会うことができなかった。かかる取扱いは岩谷候補の利益を著しく侵害するものであり、開披調査の公平性に疑義を抱かせるのに十分と言える。

ウ 開披調査は開票事務の妥当性を検証するためのものであり、開票作業に比しても同等かそれ以上に公平性や透明性を担保すべき必要性が高く、開票事務と同様に選挙人へ参観を求めるべきであった。市委員会の決定により非公開とされたことは、開披調査の公平性に疑義を抱かせるのに十分と言える。

エ 開披調査において、本件選挙の選挙会の決定より岩谷候補の有効票の票数が1票下回り、無効票の白票の票数が1票上回った結果、投票総数としては差異がないと結論付けられている。しかし、当該選挙会の決定より不足する有効票と増加する無効票の票数が一致し、偶然にも投票総数に差異がないとの結論は極めて不自然であり、岩谷候補の有効票を減じて、その穴埋めとして白票を水増しした可能性を排除できない。

- (2) 原決定において、石川候補の有効票としたもののうち、77票は無効票である。また、無効票としたもののうち、2票は岩谷候補の有効票であり、投票の効力判定は不当である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てにつきその要件を審理し、その結果、適法なものと認めたのでこれを受理し、市委員会からは弁明書を、申立人からは反論書をそれぞれ徴した。また、市委員会及び申立人に対して関係する証拠物件の提出を求めるとともに、申立人には口頭意見陳述の機会を与え、申立人、市委員会委員長及び市委員会事務局長等職員5名並びに開披調査の立会人16名のうち、申立人の主張に関係する第4点検台と第8点検台の計4名の立会人（以下「特定立会人」という。）に対して申述及び証言を求めた。さらに、市委員会に対して開披調査において投票の効力判定に疑義がある投票（以下「疑問票」という。）として摘出された460票それぞれの写真及び複写（コピー）の提出を求め、これを確認するなど慎重に審理した。

その結果は次のとおりである。

1 申立ての理由（1）について

一般に当選の効力に関する争訟を審理する選挙管理委員会が決定に至る過程においていかなる手続を選択するかについては、その合目的裁量に委ねられている（平成

17年12月20日仙台高等裁判所判決) ところであり、開披調査をどのように実施するかどうかについても、当該選挙管理委員会の裁量に委ねられていると解される。

これを踏まえ、当委員会は、申立人から主張のあった開披調査の不当性について、次のとおり判断する。

(1) 開披調査の概要

市委員会により提出された物件、市委員会委員長及び市委員会事務局長等職員5名並びに開披調査の特定立会人の証言から、開披調査は次のように行われたことが認められる。

- ① 開披調査は平成29年12月16日(土)午前8時30分から、春日部市役所別館501～503会議室で行われた。
- ② 開披調査は市委員会委員及び市委員会事務局などの春日部市職員(以下「市職員」という。)のほか、石川候補及び岩谷候補がそれぞれ選任した各8名の立会人が出席して行われた。
- ③ 市委員会委員長のあいさつの後、立会人に対し、市委員会事務局長が開披調査に当たっての説明を行い、また、市委員会事務局次長が実演を交えて投票の点検の流れを説明した。
- ④ その後、投票の点検を始める前に、立会人が投票用紙を保管した保存箱の封印状況を確認した。なお、報道関係者はこの後退出させ、一般の方には非公開として実施した。
- ⑤ 市委員会委員長の開始宣言の後、保存箱の梱包を開封し、集票台に投票ごと(石川候補の有効票、岩谷候補の有効票、無効票)に集積し、立会人が各投票の票束数を確認した。
- ⑥ その後、8台の点検台にあらかじめ定められた票束を運搬し、投票の点検を行った。
- ⑦ 第1～第4点検台には「石川候補の有効票」、第5～第8点検台には「岩谷候補の有効票」の票束が配置された。また、第4点検台には「白票」、第8点検台には「白票以外の無効票」も配置された。
- ⑧ まず、200票の束を解き、それぞれ200票の束となっているか、計数機を使用し、立会人とともに票数の確認を行った。
- ⑨ 票数の確認後、投票の内容の点検は、点検台の上に5票ずつ並べ、立会人が疑問票を指さして摘出する方法で行った。その際、市職員も一緒に確認した。
- ⑩ 摘出された投票は付票を付して、本部へ報告し、市委員会委員等が確認した。
- ⑪ その後、摘出された投票の両面(表面、裏面)をそれぞれ写真撮影と複写(コピー)を行い、摘出された投票は元の票束に戻された。
- ⑫ 全ての投票の点検終了後、立会人が摘出された投票及び過不足のあった投票の票数を確認し、確認書に署名捺印を行った。

⑬ 最後に、全ての投票を改めて梱包、封印し、市委員会委員長が終了宣言を行った。

(2) 市議会議員等の立会い

申立人は、市委員会委員は春日部市議会により選出されていること、市議会議員は市政に対する調査権限を有していること及び市委員会事務局長は総務部長であり首長と密接な関係にあることなどから、市議会議員等の立会いが市委員会委員及び市委員会事務局職員への無言の圧力となることは否定できず、公正な調査は期待できないと主張する。

市委員会により提出された物件によれば、開披調査の立会人は、市委員会が石川候補及び岩谷候補それぞれに本件選挙の有権者であることを要件にその選任を文書で依頼したところ、両候補がそれぞれ選任した者を市委員会に届出を行い、当該届出のとおりの方が立会人として立ち会っている。そして、前述のとおり、開披調査は市職員とともに、両候補がそれぞれ選任した各8名の立会人が投票の点検を行っている。

市委員会委員長及び市委員会事務局長は、無言の圧力等は一切感じなかったと証言しており、また、当委員会が証言を求めた特定立会人も、投票の点検の際に市職員から疑問票の指摘を妨げるような行為などはなかったと証言しており、申立人の主張を裏付ける具体的な証拠も示されていない。

なお、申立人は、市委員会の平成29年12月22日分の議事録を証拠として提出し、投票の効力の判定については市委員会事務局が素案を読み上げ、そのほぼ全てを市委員会委員が追認する形で実施されており、申立人が審査請求書にて摘示した論点に関しては実質的な議論が一切なされていないことを公正な調査が行われなかった理由として挙げている。そして、石川候補の立会人に市政に対する強大な影響力を有する人物が名を連ねていることから、市委員会委員が萎縮し、その結果として実質的な議論が阻害されたものであると主張する。

しかし、当該議事録の内容はあくまで開披調査によって摘出された投票の効力を判定する際の議論であり、この議論の内容をもって、投票の効力判定前に疑問票の摘出までを行う開披調査自体が公正に行われなかったとする根拠とはならない。

また、議事録は議事の要点を記載したもので、当該議事録によると市委員会は午前9時30分から午後0時10分まで2時間40分にわたり開催され、市委員会委員長も、その間、当該議事録には記載されていない無効票の判断も含めて活発な論議を重ね、慎重に効力の判定をしており、申立人が主張するような市委員会委員が萎縮したなどの事実はないと証言している。

したがって、市議会議員等の立会いによって開披調査の結果に影響があったとは言えず、公正な調査が行われなかったとは認められない。

(3) 異議申出人の立会い拒否

申立人は、審査申立書において、岩谷候補の立会人として、市委員会に対する異議申出人代表者である申立人を選任したところ、市委員会から申立人の立会いは辞退してほしい旨の申入れがあったとしていた。しかし、その後の陳述においては、市委員会が開披調査の実施を決定した12月8日の翌週の12月11日の朝に市委員会に電話をした際、申立人が立会人になれるか聞いたところ、法令や条例に根拠はないが、異議申出人の筆頭だからという理由で立会人を遠慮してほしいと言われたと主張している。また、他の160名の異議申出人は立会人になれるかと聞くと、有権者であれば構わないとの説明があったと主張している。

これに対し、申立人の電話を受けた市委員会事務局職員は、立会人の要件は本件選挙の有権者であること以外に特段の制限はなかったため、立会人になれるかとの問合せには、候補者に選任されれば立会人になれると説明したと証言している。また、参観についても話があったが、一般の方の参観は認めないとの取扱いであったため、申出人や一般の方の参観はできないと説明したと証言している。そして、申立人が主張する異議申出人の筆頭であることや他の160名に関する前述のようなやり取りはなかったと証言しており、双方の主張は食い違っている。

仮に申立人の主張のとおりであったとしても、申立人は市委員会から立会人となることを遠慮してほしい、辞退してほしい旨の申入れがあったとしているもので、当該申入れは、申立人が立会人となることについて、市委員会が明確に拒否したものとまでは言えず、当該申入れを受けるか否かは立会人の選任を依頼された岩谷候補の任意により決することができる状況にあったものと認められる。実際に、市委員会が岩谷候補に立会人の届出を依頼した文書（平成29年12月8日春選管発第239号）にも、立会人の要件としては、本件選挙の有権者であることのみ記載以外に特段の制限を示す記載はない。その上で、岩谷候補は、最終的に申立人を立会人として選任しなかったのであるから、市委員会の申入れを受諾したものと捉えざるを得ず、立会いに関する電話の内容についてその事実を認定するまでもなく、岩谷候補の利益を著しく侵害するものとは認められない。

また、申立人は、石川候補の立会人は8名のうち7名は公選の方で公職選挙法に関して知識や造詣が深いのに対し、岩谷候補の立会人はほとんどが公職選挙法に関して素人であったことを岩谷候補の利益を侵害された理由として挙げている。そして、申立人は、過去の春日部市長選挙の候補者であり公職選挙法の知識があるため、申立人が立ち会わなかったことで、判例上、他事記載にならない投票まで疑問票として摘出するなど作業の迅速性を欠いただけでなく、疑問票の指摘漏れがあった可能性も否定できないと主張する。

しかし、岩谷候補は、申立人を含め公職選挙法の知識がある者を立会人として選任することが可能であるところ、そうではない者を立会人として選任したのは岩谷候補自身であり、利益が侵害されたとの主張はそれ自体失当である。

また、前述のように、開披調査は両候補がそれぞれ選任した各8名の立会人が投票の点検を行うとともに、市職員も確認しながら実施されている。各点検台には、投票の効力判定の経験や知識のある市委員会事務局のOBやこれまでに選挙事務の経験がある市職員が点検係として4名ずつ配置されており、投票の内容の点検は、全ての投票について疑問票を摘出する方法により行われた。市委員会事務局長は、1票、1票並べる際も、十分確認しながら行うように指示し、十分に市職員も確認したと証言している。

さらに、開披調査において、両候補がそれぞれ選任した各8名の立会人によって、候補者の振り仮名を記載したような一般的に効力判定上問題のない投票も含めて疑問票は広く摘出されており、特定立会人の証言からも、市職員から疑問票の指摘を妨げるといったような公平性を阻害する具体的な事実も認められない。また、申立人からは、申立人が立会人になっていれば、当該振り仮名を記載した投票などは摘出せず作業を迅速に行うことができたとの主張のほかは、摘出された460票以外の疑問票の存在について具体的な主張もなく、申立人が主張する疑問票の指摘漏れがあったことを直接認めるに足る証拠はもとより、これを疑わせる証拠も認められない。

したがって、申立人が立ち会わなかったことで開披調査の結果に影響があったとは言えず、岩谷候補の利益が著しく侵害され、開披調査の公平性が阻害されたとは認められない。

(4) 作業の非公開

申立人は、開披調査も開票事務と同様に選挙人へ参観を求めるべきであったと主張するが、開票事務と異なり、開披調査の方法については法令上何ら規定されておらず、具体的にどのような方法で実施するかについては、前述のとおり、選挙管理委員会の裁量事項であると解される。

また、投票の再点検の際に異議申出人や当選人を立ち合わせなかったからといって、直ちに違法とは言えないと考えられる（昭和44年8月30日東京高等裁判所判決）。

さらに、市委員会の弁明書では、開披調査の実施に当たっては、本件選挙に利害関係を有する石川候補及び岩谷候補の両候補が選任した立会人に調査に関与させ、それぞれに疑問票を指摘させており、公平性は十分に確保されているとしている。

これらのことから、開披調査は選挙人への参観を認めてはいないものの、両候補がそれぞれ選任した各8名の立会人を立ち合わせた上で投票の点検をしており、開披調査の公平性に配慮して実施されたことが認められる。

また、申立人は、開披調査を非公開としたことで、後述のとおり、岩谷候補の有効票を減じて白票を水増しした疑いがあるなどと主張するが、その主張を裏付ける具体的な証拠は何ら示されていない。

したがって、開披調査を非公開としたことで開披調査の結果に影響があったとは言えず、開披調査の公平性が阻害されたとは認められない。

(5) 票数誤集計への対応

申立人は、開披調査において、本件選挙の選挙会の決定より不足する有効票と増加する無効票の票数が一致し、偶然にも投票総数に差異がないとの結論は極めて不自然であるとして、平成25年7月参院選の徳島市（正しくは高松市である。）選管不正開票事件等を引用して、岩谷候補の有効票を減じて、その穴埋めとして白票を水増しした可能性を排除できないと主張する。

しかし、前述のとおり、開披調査においては、投票の内容の点検前に、それぞれ200票の束となっているか、計数機を使用し立会人とともに票数の確認が行われている。1票減少した岩谷候補の有効票は第8点検台で、1票増加した白票は第4点検台でそれぞれ別々に点検されており、いずれも立会人の面前で票数の確認が行われた結果、投票の過不足が判明したものである。市委員会事務局長及び第8点検台の立会人の証言からも、岩谷候補の有効票が199票と1票少なかった際には、別の計数機を使用して何度も数え直しを行い、また、計数機の中に挟まっている可能性もあるため、計数機を分解した上で確認したところ、間違いなく199票であることを確認したことが認められる。そして、特定立会人はいずれも、票数を確認する際、市職員に不審な行動はなかったと証言している。こうしたことから、原決定のとおり、本件選挙の選挙会の決定より岩谷候補の有効票の票数が1票下回り、無効票の白票の票数が1票上回ったことが認められる。

また、申立人は、開披調査で摘出された460票のうち、はじめに岩谷候補の氏名を書いた後、それを抹消して石川候補の氏名を書き直した投票があるが、他市の事例を見ると不正が行われていないとは言えないと主張する。

しかし、投票の点検を始めるに当たっては、投票用紙の入った保存箱の封印状況を立会人が確認しており、その際、立会人からは特段の異議があったなどの事情は認められなかった。また、開披調査においては、市職員はあらかじめ用意された青鉛筆のみを使用することとされており、申立人が主張するような投票用紙の書き直しが行われる余地もないと認められる。

したがって、申立人が主張するような開披調査の不正を疑わせるような事実は認められない。

以上のことから、開披調査が不当であるとする申立人の主張には理由がない。

2 申立ての理由（2）について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第67条後段において、投票の効力の決定に当たっては、「第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の

意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」と規定されている。

また、最高裁判所の判例において、「公選法67条後段の規定の趣旨に徴すれば、投票の記載から選挙人の意思が判断できるときは、できる限りその投票を有効とするように解すべきであり、投票に記載された文字に誤字、脱字や明確を欠く点があり、投票の記載が候補者の氏名と一致しない場合であっても、その記載された文字を全体的に考察することによって選挙人がどの候補者に投票する意思をもって投票をしたかを判断し得るときには、右投票を当該候補者に対する有効投票と認めるのが相当である。そして、投票を二人の候補者氏名を混記したのものとして無効と解するのは、当該投票の記載がいずれの候補者氏名を記載したのか全く判断し難い場合に限られるものというべきであって、そうでない場合には、いずれか一方の候補者の氏名に最も近い記載のものはこれを当該候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤った記憶によるものか、又は単なる誤記によるものと解すべきである。」(平成4年7月10日最高裁判所判決)とされている。

こうした判例等を踏まえ、当委員会は、申立人から投票の効力判定は不当であると主張のあった79票について判断する。

なお、裁決書中、「別記」とあるのは、原決定における別記のことを指す。

(1) 公職の候補者でない者の氏名を記載したもの

ア 別記1-97から別記1-115まで、別記1-119及び別記1-120、別記1-128から別記1-130までの投票について

これらの投票は別記1-120を除き、いずれも「石川良」と記載されている。

申立人は、昭和26年10月30日最高裁判所判決で支持された昭和26年5月9日広島高等裁判所判決において、「投票の記載が候補者以外の何人かを表示したものと推測すべき強い事実が認められる場合には、右推定を覆して右の候補者でない者に対して投票されたものと解するを相当とする。」とされていることを引用して、プロゴルファーの石川遼氏は春日部市隣接の松伏町で生まれ育ち、世界的に有名な選手であり、その実績がテレビ番組や新聞で広く報道されて、また、マスコミに「ハニカミ王子」の名称で取り上げられ、幅広い年代に渡って親しまれたのみならず、埼玉応援団として認定されており、春日部市内で石川遼氏を知らない人間はいないと言っても過言ではないことから、これら「石川良」との記載は「石川遼」に対する投票と解すべきであり、公職の候補者でない者の氏名を記載したものとして無効票であると主張する。

また、「石川良一」などの石川候補の名の最後の文字を誤記した票数に比べて、「石川良」と誤記した票数は24票と圧倒的に多数であったことから、「いしかわりょう」の読みが有権者内に相当程度浸透していることの証左となると主張している。

しかし、申立人が引用する判決は、全国的著名人である故人の氏名と明確かつ完全に一致した記載の投票が1,375票という相当多数あった事実を考慮して、候補者に対する投票ではないと判断されたものである。

これら「石川良」と記載された投票は「石川遼」の氏名と明確かつ完全に一致するものではなく、また、24票という票数が他の誤記された票数に比しても、相当多数であると言える票数とは認め難い。

石川遼氏は確かに著名ではあるが、それ故に本件選挙の候補者でないことを知りながらあえてその氏名を記載しようとし、その上で「石川良」と誤って記載したとすることは合理的とは言えず、「石川良」と記載された投票が「石川遼」を表示したものと推測すべき強い事実を認めることはできない。さらに、石川遼氏は本件選挙はもとより過去に選挙に立候補した事実はなく、本件選挙に立候補したものと誤認して投票したものと推認されるような特段の事情も認められない。このため、著名人の氏名に類似しているという一事によって無効とすべきでなく、むしろ、石川候補に投票する意思で記載し、名のうちの1文字を脱落したものと解するのが相当である。

なお、別記1-120の投票は「石田良」と記載されているが、同様の理由から、これを「石川遼」に対する投票とは認められず、2文字目の「田」は石川候補の「川」を誤記したもので、名のうちの1文字を脱落したものと解するのが相当である。よって、これらの投票は石川候補の有効票と解する。

イ 別記1-132の投票について

この投票は「いしかりょう」と記載されている。

申立人は、「いしかりょう」は「いしかわりょう」の誤記であり、「いしかわりょう」は「石川遼」の読み方と完全に一致する一方で、「石川良三」と「いしかりょう」は二重の誤記を認める必要があり、社会通念上誤記と認められる限度を逸脱しているとして無効票であると主張する。

しかし、氏と名の両方に文字の脱落のある投票については、「ホマサ」と判読された投票が候補者中最もこれに類似する「本間政男」の有効票とされた判決（昭和35年5月23日仙台高等裁判所判決）などにあるとおり、投票の効力判定は誤記の数ではなく、全体的な考察によってなされるものである。

石川遼氏が本件選挙の候補者でないことは周知の事実であり、石川候補以外に類似する候補者もないことから、この投票は石川候補の平仮名表記の氏の4文字目の「わ」、名の4文字目及び5文字目の「ぞう」を脱落したものと解するのが相当である。よって、この投票は石川候補の有効票と解する。

(2) 他事記載

ア 別記1-10の投票について（別添1）

この投票は3文字目の「良」と判読できる文字に、楕円の囲みのような線が記

載されている。

申立人は、名前の文字を丸で囲っていることから、他事記載として無効票であると主張する。

しかし、過去の判決において、「いわゆる他事記載とは、投票に意識的に符号ないし暗号となるようななんらかの記載をして、何びとがその投票をしたかを他人に知らせようとするようなものを指すと解すべきであるから、それは有意的記載であることの明白な場合に限るべきである。従って、投票用紙に候補者の氏名以外の余分の記載があるとしても、氏名の誤記によるもの、書き損じを抹消するためになされたもの、無意識ないしは不用意に付された汚点、氏名の記載に際して筆が自然に走ったものと認められるもの、句読点に類するもの等は、いずれも有意のものとは認められないから、これらが投票に記載されているからといって、その票が無効となるものではない。」（昭和49年11月20日東京高等裁判所判決）とされている。

また、「単に、氏名の誤記、書き損じ、余り字、これらの抹消、不完全な記載、誤って不用意に、あるいは、習慣性のものとして無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、右の他事記載には当たらないものと解するのが相当である。」（昭和63年6月30日仙台高等裁判所判決）とされている。

この1文字目、2文字目の運筆状況を見ると、筆の最後が勢いよく跳ね、続け字で記載しようとする筆ぐせが認められる。3文字目の楕円は氏名の記載と別個のものではなく、「良」の字の字画の一部となっており、5画目を勢いよく記載して筆が自然に走ったものと解するのが相当である。よって、この記載は有意の他事記載ではなく、この投票は石川候補の有効票と解する。

イ 別記1-273の投票について

この投票は「石川良三」との記載の上部に「(無所属)」と併記されている。

申立人は、「無所属」の上下に記載されている括弧は有意的記載であり、他事記載として無効票であると主張する。

しかし、「無所属」の記載については、石川候補は本件選挙に無所属として立候補しており、公職選挙法第175条第1項に規定される氏名等掲示の党派欄にもその旨が記載されていることから、選挙人もこれに倣って所属党派として記載したものであり、有意の他事記載とは認められない。

また、「無所属」の上下に記載された括弧については、氏名のほかに「(社会党)」と党派に括弧を付記した投票が有効票とされた判決（昭和49年11月20日東京高等裁判所判決）などにあるとおり、氏名の記載と党派の記載とを区別するために付記したものと解するのが相当である。よって、「(無所属)」の記載は有意の他事記載ではなく、この投票は石川候補の有効票と解する。

ウ 別記1-274から別記1-278までの投票について

これらの投票は「石川良三」との記載のほか、別記1-274から別記1-276まで及び別記1-278は「無所」と、別記1-277は「無属」とそれぞれ併記されている。

申立人は、「無所属」を短縮して「無所」又は「無属」と表記することが社会通念上一般的に行われているとは認められず、他事記載として無効票であると主張する。

しかし、候補者の職業、身分等の類を誤記した投票については、氏名に「ケンカ」と併記された投票が「ケンカイ」の誤記で県会議員候補者であることを表したものと認められ、他事記載ではなく有効票とされた判決（昭和23年11月30日大阪高等裁判所判決）などにあるとおり、「無所属」を「無所」又は「無属」と誤記したものと解するのが相当である。よって、これらの記載は有意の他事記載ではなく、これらの投票は石川候補の有効票と解する。

エ 別記1-296及び別記1-297の投票について

これらの投票は別記1-296は「石川ちゃん」と、別記1-297は「石川良ちゃん」と記載されている。

申立人は、公職選挙法逐条解説でも、一般的に敬称の類と認められるものとして「クン」「君」「サマ」「さん」「様」「ドノ」「殿」が挙げられているが、「ちゃん」は例示されていないため、「ちゃん」は敬称には該当せず、他事記載として無効票であると主張する。

しかし、公職選挙法逐条解説は一般的に敬称の類と認められるものとして、例示をしているにすぎない。また、過去の判決においても、「ちゃん」については、「法が定めた例外である「敬称」の類に当たるものと解すべきであるから、これらが記載された投票は無効ということとはできない。」（平成19年11月22日仙台高等裁判所判決）とされており、有意の他事記載ではない。よって、これらの投票は石川候補の有効票と解する。

なお、「石川良」の投票の効力判定については、前記（1）アで述べたとおりである。

オ 別記1-367の投票について（別添2）

この投票は1文字目に判読不能の文字があり、2文字目以降に「石川良三」と明瞭に記載されている。

申立人は、1文字目と2文字目の「石」が全く形が違うので、1文字目は何らかの記号であって、有意な他事記載として無効票であると主張する。

しかし、1文字目はその字形から「石」に近似しており、筆勢や運筆状況から見て、「石」を記載しようとしたが、大き過ぎたため途中で記載を止めて、線を書き加え抹消したものと解するのが相当である。よって、この記載は有意の他事

記載ではなく、この投票は石川候補の有効票と解する。

カ 別記1-377の投票について

この投票は「石川良三」との記載の上部に、斜めの線と2本の横線が交差している記載がある。

この記載について、市委員会は、「い」の1画目を記載したところで横線により抹消したものとしている。一方、申立人は、「も」と記載したものであり、他事記載として無効票であると主張する。

しかし、字形や記載の位置から、市委員会の主張に合理性があり、この記載は「い」の記載の途中で抹消したものと解するのが相当である。よって、この記載は有意の他事記載ではなく、この投票は石川候補の有効票と解する。

キ 別記1-404の投票について

この投票は「石川良三」の3文字目の「良」の横に「(良)」と併記されている。

申立人は、「()」は単なる誤記ではなく有意的記載であり、他事記載として無効票であると主張する。

しかし、全体的に丁寧な記載からは、当初石川候補の氏名を全て記載したが、3文字目の「良」に文字の潰れがあるため、改めてその横に「良」の字を書き加えたことが窺える。また、当初記載の「良」を抹消する代わりに、書き損じと区別するため、「良」の字の上下に括弧を付したものと解するのが相当である。よって、この記載は有意の他事記載ではなく、この投票は石川候補の有効票と解する。

ク 別記1-412の投票について(別添3)

この投票は2文字目は「石」、5文字目は「三」と記載されている。3文字目、4文字目は文字に崩れ又は筆が走った跡が認められるが、字形からそれぞれ「川」、「良」と判読できる。

申立人は、最初に記載された文字又は記号は有意的記載であり、他事記載として無効票であると主張する。

しかし、1文字目はその字形から「石」に近似しており、筆勢や運筆状況から見て、「石」を記載しようとしたが、正確に書けなかったため、線を重ねて書き加えたが、結局書き損じとして2文字目から改めて記載を始めたと解するのが相当である。よって、書き損じやこれらの抹消等はいずれも有意の他事記載には当たらず、記載全体から判断して、この投票は石川候補の有効票と解する。

(3) 公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

ア 別記1-33の投票について(別添4)

この投票は1文字目は「石」の上部に2本の縦線がある文字、2文字目は「川」と記載されている。

申立人は、1文字目は「岩」と判読し、全体として「岩川」と判読すべきであり、石川候補の「川」の字と岩谷候補の「岩」の字が平等に混じって記載された

混記として無効票であると主張する。

しかし、1文字目を「岩」とした場合、「山」の縦線は3本であるところ2本しかないこと、仮に「山」であるとしても「石」の1画目の横線がなくなってしまうこと、また、2本の縦線は筆勢や運筆状況を見ると1画目は短く、書き出しが下から上に跳ね上がる跡が見られ、2画目は線に揺れがあり、無意識に筆が下りたものと解され、「山」の1画目、2画目にしては不自然であることから、市委委員会の主張のとおり、この2本の縦線は無意識ないしは不用意に付された汚点と解するのが相当である。また、2文字目は明白に「川」と記載されていることから、全体的に考察すると「石川」と記載されたものと認められる。よって、この投票は石川候補の有効票と解する。

イ 別記1-35の投票について（別添5）

この投票は候補者氏名欄枠内に「しかわ」と記載され、枠外上部の「候補者氏名」の印字の「名」の部分に「い」と判読できる文字が記載されている。

申立人は、投票用紙の記載は3文字であり、「しかわ」又は「いやわ」と判読できる余地がある。また、「候補者氏名」の印字の「名」の部分に「い」と判読できる文字は読み取れない。仮に何らかの記載が認められたとしても、枠外に記載することは特定の意図をもった有意的記載で他事記載である。よって、公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いものとして無効票であると主張する。

しかし、枠内の1文字目は縦線が1本であり、「い」ではなく「し」と認められる。また、枠内の2文字目を「や」とした場合に2画目が長く右側に寄っており、3画目が右から左斜め下に線が引かれていることから、「や」ではなく「か」と認められる。また、枠外の記載は印字の「名」に重なり読みづらいが、縦線が2本あり、「い」と認められる。なお、過去の判決において、候補者氏名欄の枠外余白部分に記載された投票も無効ではない（昭和40年4月27日大阪高等裁判所判決）とされており、枠外の記載も有意の他事記載ではない。よって、全体的に考察すると「いしかわ」と記載されており、この投票は石川候補の有効票と解する。

ウ 別記1-50から別記1-55まで、別記1-58から別記1-61まで、別記1-68から別記1-85まで、別記1-94及び別記1-95、別記1-116及び別記1-117の投票について

これらの投票は「石川良三」の記載と4文字中3文字が一致し、1文字異なっている投票である。

これらの投票の効力の判定については、「候補者制度をとる現行の公職選挙法のもとにおいては、選挙人は候補者に投票する意思をもって投票を記載したと推定すべきであり、また法67条後段及び法68条の2の規定の趣旨に徴すれば、選挙人は真摯に選挙権を行使しようとする意思、すなわち適法有効な投票をしよう

とする意思で投票を記載したと推定すべきである。したがって、多数の選挙人の中には故意にあるいは無知から候補者以外の者の氏名等を記載する者もないとはいえないという理由で、選挙人が真摯でない態度で投票したのではないかと推測して、その投票の効力を否定したりするようなことは許されるべきではない。」(昭和51年6月30日最高裁判所判決)とされている。

また、「一般に、選挙人は必ずしも平常から候補者氏名を記憶しているとは限らないのであって、選挙に際し候補者氏名の掲示、選挙公報、ポスター、新聞紙等を通じてその氏名を記憶する者も多かるべく、その場合に氏名を誤って記憶することがあることも十分に想像できるのである。」(昭和34年2月20日最高裁判所判決)とされている。これらの判例も踏まえ、順次判断する。

(ア) 別記1-50から別記1-53までの投票について

これらの投票は「市川良三」と記載されている。

申立人は、書き出しである1文字目は特に意識を集中して記載するものであり、不注意で誤記する可能性は極めて低く、1文字目に記載された文字を誤記と評価することは妥当でない。よって、公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いものとして無効票であると主張する。

しかし、書き出しの1文字目に誤記がある投票については、「北条愛一」と記載された投票が「上条愛一」の有効票とされた判決(昭和34年2月20日最高裁判所判決)、「仲西英雄」と記載された投票が「小西英雄」の有効票とされた判決(昭和33年11月11日東京高等裁判所判決)、「松平正一」と記載された投票が「下平正一」の有効票とされた判決(昭和50年9月2日東京高等裁判所判決)などにあるとおり、1文字目であっても誤記又は記憶違いが生じ得るものであり、申立人の主張は当たらない。

また、石川候補以外に類似する氏名の候補者は存在しないことから、これらの投票は石川候補の1文字目の「石」を誤記又は記憶違いにより、字音において近似する「市」と記載されたものと解するのが相当である。よって、これらの投票は石川候補の有効票と解する。

なお、申立人は、別記1-51の投票について、1文字目を「戸」と記載されたものと主張するが、最後の線が中央から垂直に下に記載された運筆状況から、「市」の2画目から5画目までを続け字で記載したものと解するのが相当である。

(イ) 別記1-54の投票について

この投票は「白川良三」と記載されている。

この投票も石川候補の1文字目の「石」を誤記又は記憶違いにより、字形において類似する「白」と記載されたものと解するのが相当である。よって、この投票は石川候補の有効票と解する。

(ウ) 別記 1-55 の投票について

この投票は「右川良三」と記載されている。

この投票も石川候補の 1 文字目の「石」を誤記により、字形において近似する「右」と記載されたものと解するのが相当である。よって、この投票は石川候補の有効票と解する。

(エ) 別記 1-58 及び別記 1-60 の投票について

これらの投票は別記 1-58 は「石原良三」と、別記 1-60 は「石塚良三」と記載されている。

申立人は、「原」又は「塚」は「川」とは全く類似しない上に、画数も多く複雑なため、誤記の限界を超えており、誤記と評価することは妥当でないと主張する。

しかし、字形が類似していない誤記や画数の多い文字の誤記がある投票については、「小島秀男」、「小島英雄」、「小橋英雄」と記載された投票が 2 文字目の相違にかかわらず全体として見れば候補者の氏名に近似しているとして「小西英雄」の有効票とされた判決（昭和 33 年 11 月 11 日東京高等裁判所判決）などにあるとおり、字形が類似していないことや画数が多いことをもって、誤記ではないとする申立人の主張は当たらない。このため、これらの投票は石川候補の 2 文字目の「川」を誤記又は記憶違いにより、「原」又は「塚」と記載されたものと解するのが相当である。よって、これらの投票は石川候補の有効票と解する。

(オ) 別記 1-59 の投票について

この投票は「石井良三」と記載されている。

申立人は、これは「石川」という名前とは全く別の氏名であり、公職選挙法上の氏名を記載するということからするならば、極めて逸脱したものであると主張する。

しかし、前記の判決のとおり、2 文字目の相違にかかわらず全体として見れば候補者の氏名に近似しているとして「小西英雄」の有効票とされた判決（昭和 33 年 11 月 11 日東京高等裁判所判決）などから、申立人の主張は当たらない。「井」は縦線と横線で構成される字であり、縦線で構成される「川」とは字形において類似性がある。このため、石川候補の 2 文字目の「川」を誤記又は記憶違いにより、「井」と記載されたものと解するのが相当である。よって、この投票は石川候補の有効票と解する。

(カ) 別記 1-61 の投票について

この投票は、「石山良三」と記載されている。

この投票も「山」は母音が「川」と一致しており、また、字形においても類似性がある。このため、石川候補の 2 文字目の「川」を誤記又は記憶違いによ

り、「山」と記載されたものと解するのが相当である。よって、この投票は石川候補の有効票と解する。

(キ) 別記1-68から別記1-85まで、別記1-116及び別記1-117の投票について

これらの投票は別記1-68から別記1-80まで、別記1-116及び別記1-117が「石川良一」と、別記1-81から別記1-85までが「石川良二」と記載されている。

申立人は、これらは単に書き損じたということではなくて、あえて数字を変えることによって批判的な意図を込めていると主張する。

しかし、名に漢数字が含まれる候補者の誤記については、「小宮山福一」又は「小宮山福二」と記載された投票が「小宮山福三」の有効票とされた判決（昭和60年3月1日最高裁判所判決）などにあるとおり、名の漢数字の誤記については特段の意図は認められず、申立人の主張は当たらない。このため、これらの投票は石川候補の4文字目の「三」を誤記又は記憶違いにより、字形において近似する「一」又は「二」と記載されたものと解するのが相当である。よって、これらの投票は石川候補の有効票と解する。

(ク) 別記1-94及び別記1-95の投票について

これらの投票は、「石川良品」と記載されている。

申立人は、「三」と「品」は全く音も形も似ていないため、書き損じとは認められない。「良品」はブランドの「無印良品」又は商品名の「〇〇良品」があり、あえて商品名の一部を書くことによって批判的な意図を持って書かれたものと解すべきであると主張する。

しかし、前記の判例のとおり、「多数の選挙人の中には故意にあるいは無知から候補者以外の者の氏名等を記載する者もないとはいえないという理由で、選挙人が真摯でない態度で投票したのではないかと推測して、その投票の効力を否定したりするようなことは許されるべきではない。」（昭和51年6月30日最高裁判所判決）とされている。このため、あえて商品名の一部を書くことによって批判的な意図を持って書かれたものと推測すべきではなく、4文字中3文字目までが一致しており、石川候補の4文字目の「三」を誤記により、「品」と記載されたものと解するのが相当である。よって、これらの投票は石川候補の有効票と解する。

エ 別記1-56の投票について

この投票は「右川」と記載されている。

申立人は、氏のみ記載であり、一方が誤字であるものを石川候補の投票と認定することは、強いて憶測を加え特定の候補者の得票と推認するものであり不合理であると主張する。

しかし、氏のみが記載された投票で1文字に誤記がある投票については、「土沢」と判読できる投票が「吉沢」の誤記と認められた判決（昭和31年8月16日仙台高等裁判所秋田支部判決）、「森谷」と判読できる投票が「林谷」の誤記と認められた判決（昭和36年4月10日仙台高等裁判所判決）、「宮嶋」と記載された投票が「宮崎」の誤記と認められた判決（昭和35年8月5日広島高等裁判所松江支部判決）などにあるとおり、2文字中1文字に誤記があることをもって候補者の有効票と認めないとする申立人の主張は当たらない。「石」と「右」は字形が極めて近似しており、石川候補の1文字目の「石」を「右」と誤記したものと解するのが相当である。よって、この投票は石川候補の有効票と解する。

オ 別記1-131の投票について

この投票は「良」と1文字のみ記載されている。

申立人は、「良」の1文字のみの記載では、認容を表す「よし」又は「よい」を意図する記載と解すべきであり、人名と解釈する余地は少ない。「優・良・可」のように、「良」の文字単体での用法が社会通念上広く行われていると主張する。

しかし、1文字のみ記載された投票については、「中」と記載された投票が「中田」の有効票とされた判決（昭和35年8月5日広島高等裁判所松江支部判決）、「本」と記載された投票が「本間」の有効票とされた判決（昭和35年5月23日仙台高等裁判所判決）、「川」と記載された投票が「川口」の有効票とされた判決（昭和37年11月14日東京高等裁判所判決）などにあるとおり、1文字で意味を成す文字の投票でも有効とされていることから、申立人の主張は当たらない。なお、「中」も「上・中・下」のように社会的に広く用いられているものである。本件選挙の候補者の中で氏名に「良」のつくのは石川候補のみであることから、選挙人が石川候補に投票する意思をもって記載したものと解するのが相当である。よって、この投票は石川候補の有効票と解する。

カ 別記1-407の投票について（別添6）

この投票は不明瞭な記載ではあるが、1文字目は「い」と判読でき、2文字目は線の最後が右横に延びており、続け字で「し」と判読できる。

申立人は、全体で何文字が記載されているかも判読不能であり、人名を読み取ることが不可能であり、何れに対する投票であるかを判定するのは不可能であると主張する。

しかし、上2文字が「いし」と判読可能であり、その下の記載は筆勢から判断して特に意識的に他事を記載したものと認め難く、筆記に不慣れな選挙人が一生懸命に候補者の氏名を記載しようとしたことが窺える。石川候補以外に「いし」の発音の文字を含む候補者は存在しないことから、この投票は石川候補の有効票と解する。

キ 別記1-408の投票について（別添7）

この投票は1文字目は「右」、2文字目は「し」と判読できる。3文字目、4文字目は不明瞭ではあるが、字形からそれぞれ「カ」、「わ」と判読できる。

申立人は、「右しかわ」を「いしかわ」と解釈するためには、二重の誤記を認める必要があり、社会通念上誤記と認められる限度を逸脱していると主張する。

しかし、文字の類似性から1文字目は「石」を「右」と誤記したことが認められ、さらに選挙人は2文字目以降を「石かわ」と記載しようとして、思い違いにより「石」に余分な送り仮名の「し」を記載したものと解するのが相当である。なお、余分な送り仮名がある投票については、「川わ」と記載された投票が、「川」の一字では「かわ」の音を表示し得ないものと思ひ違ひし「わ」の送り仮名を付したものと認められ、川口清治郎の有効票とされた判決（昭和37年11月14日東京高等裁判所判決）などにあるとおり、有意の他事記載ではない。そして、石川候補以外に類似する氏名の候補者は存在しないことから、選挙人が石川候補に投票する意思をもって記載したものと解するのが相当である。よって、この投票は石川候補の有効票と解する。

ク 別記1-410の投票について（別添8）

この投票は文字が小さく不明瞭であるが、4文字記載されていることが認められる。

申立人は、記載は極めて不明瞭であり、何れも文字として判読することは不可能であると主張する。

しかし、2文字目は縦線が3本続け字で記載されており、比較的はっきりと「川」と判読できる。また、1文字目は横線から縦線が延び、その線の右下に囲みがある記載となっており、字形から「石」に類似している。3文字目は縦線の下に囲みがあり、更にその下に縦線とハネが認められ、字形から「良」に類似している。それに対し、岩谷候補の氏名とは全く類似点が認められないことから、字形の類似性、文字の記載順序、文字数などを全体的に考察した結果、「石川良三」と記載されていると認められる。よって、この投票は石川候補の有効票と解する。

（4）その他

ア 別記2-28の投票について（別添9）

この投票は「いかわ」と判読できる。

申立人は、3文字は岩谷候補の氏である「いわや」の3文字と一致し、読みの音も極めて類似しているため、「いわや」の誤記と認められると主張する。

2文字目を「や」とすれば「いやわ」となり、岩谷候補の氏の「いわや」の2文字目と3文字目を転倒したものと解する余地もある。

しかし、2文字目を「や」とすると2画目は右斜め下方向への長い線となっており、3画目は左斜め下方向への線となっているため、字形からは「や」ではな

く「か」と認められる。このため、石川候補の氏の「いしかわ」と記載しようとして「し」が脱落したものと解するのが相当である。よって、この投票は石川候補の有効票と解する。

イ 別記2-29の投票について（別添10）

この投票は1文字目は「い」、3文字目は他に比べ極端に大きく記載されているが、「や」と判読できる。

申立人は、1文字目に「い」、3文字目に「や」が明瞭に記載されており、両者の間の2文字目は「わ」の縦線を書き損じたものであると主張する。

確かに、この投票は全体的に不明瞭な記載であるが、2文字目は「わ」から縦線を省いた記載など何らかの文字と解する余地がある。また、右下の4文字目は「し」と判読することができる。「し」と見ると全体の文字の記載順序から敬称としての「氏」を付したものと解することもできる。このため、全体的な記載から判断して筆記に不慣れな選挙人が一生懸命に候補者の氏名を記載しようとしたことが窺える。岩谷候補以外に「い」及び「や」の発音の文字を含む候補者は存在しないことから、この投票は岩谷候補の有効票と解する。

なお、当委員会は、開披調査において疑問票として摘出された460票のうち、申立人から投票の効力判定は不当であると主張のあった79票以外の381票についても確認したが、その投票の効力の判定については、当委員会の判断と原決定の判断に相違はなかった。

以上の結果、両候補とも原決定からそれぞれ1票ずつ増加し、石川候補の得票数は48, 450票、岩谷候補の得票数は48, 445票となるものの、石川候補の得票数が岩谷候補の得票数を上回ることから、原決定を取り消し石川候補の当選を無効とすべきとする申立人の主張には理由がない。

よって、当委員会は、公職選挙法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

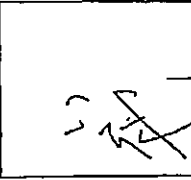
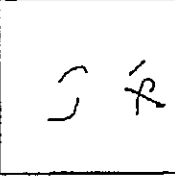
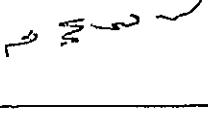
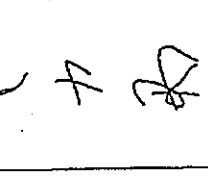
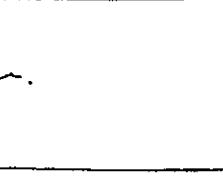
平成30年3月14日

埼玉県選挙管理委員会

委員長	細	田	徳	治
委員	伊	藤		茂
委員	島	山	清	彦
委員	加	藤	孝	夫

別添

番号	投票	候補者氏名	投票	原決定の別記番号	選挙会決定	原決定	当委員会決定
5		候補者氏名 山本		別記1-35	有効	有効	有効
4		候補者氏名 山本		別記1-33	有効	有効	有効
3		候補者氏名 山本		別記1-412	有効	有効	有効
2		候補者氏名 山本		別記1-367	有効	有効	有効
1		候補者氏名 山本		別記1-10	有効	有効	有効

番号	投票	原決定の 別記番号	選挙会 決定	原決定	当委員会 決定
10	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <small>候補者氏名</small>  </div>	別記2-29	岩谷候補 有効	無効	岩谷候補 有効
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <small>候補者氏名</small>  </div>	別記2-28	岩谷候補 有効	無効	石川候補 有効
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <small>候補者氏名</small>  </div>	別記1-410	有効	有効	有効
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <small>候補者氏名</small>  </div>	別記1-408	有効	有効	有効
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <small>候補者氏名</small>  </div>	別記1-407	有効	有効	有効